

産業廃棄物最終処分場維持管理計画

1. 第一向浜処分場維持管理計画

設置場所：秋田県秋田市新屋字下川原 487-1

- 1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずる。
- 2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずる。
- 3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。
- 4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- 5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにする。
- 6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
- 7) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- 8) 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆う。
- 9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
- 10) 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行う。
 - イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録する。
 - ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。
 - ハ.埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。

二.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。

- 11) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- 12) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- 13) 浸出液処理設備の維持管理は次により行う。
 - イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
 - ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
 - ハ.放流水の水質検査を下記により行う。
 - (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。
 - (2)ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録する。
 - (3)水素イオン濃度、BOD、SSについて1月に1回以上測定・記録する。
- 14) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
- 15) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する(ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く)。
- 16) 導水管等、凍結による損壊のおそれがある部分については有効な防凍の措置を講ずる。
- 17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。
- 18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
- 19) 埋立て残余容量を的確に把握するため、1年に1回以上定期的に測定し、記録する。

20)埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。

2. 地下水等検査項目

4. 地下水等検査項目（第二向浜処分場）に従う

3. 第二向浜処分場維持管理計画

設置場所：秋田県秋田市新屋町字天秤野 153-13

2013年10月より処分開始

- (1) 処分場の周囲に柵を設置し、門扉には施錠を行ない、みだりに人が立入ることを防止する。
- (2) 入口に産業廃棄物最終処分場、許可番号、事業所の名称、産業廃棄物の種類、埋立処分の期間、管理者の氏名、連絡先を記載して掲示板を設置する。
- (3) 埋立地を明確にする区域杭を設置する。
- (4) 埋立地の外に廃棄物が飛散し、流出しないように散水又はシート掛けを実施する。
- (5) 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように防臭剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- (6) 火災の発生を防止するため、埋立地内は火気使用を厳禁とし、消火器を設置する。
- (7) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう草刈を実施し、必要に応じ、薬剤散布する。
- (8) 廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械により発生する騒音等が周辺的生活環境を損なわないよう、運搬車両の急発進、空ふかし禁止を指導。車両、重機の日常、定期、特定点検の実施及び整備を行なう。

- (9) 埋立地に集排水管と集水ピットを設け、集水ピットの泥等の堆積状況を点検し、定期的に清掃する。
- (10) 法面の保護のため芝等を植栽し、必要に応じ草刈を実施する。
- (11) 使用道路の安全確保
 - ①運搬車両の通行には、道路交通法とマナーの遵守を指導する。
 - ②必要に応じて交通整理員を配置する。
 - ③車両の洗車等必要に応じて実施する。
- (12) 施設能力に見合った埋め立て処分の確保
 - ①埋め立てする廃棄物の搬入に当たっては締め固め、整地を行い、最終覆土を残し埋立てる。
 - ②埋立地を変形又は改造しない。
 - ③1年に1回以上定期的に、埋立残余容量を測定する。
- (13) 廃棄物は自社の排水中和処理で発生した無機汚泥を自社専用処分場に運搬し埋立てるので汚泥以外の品目の混入はない。
- (14) 廃棄物の搬入時間は午前7時から午後7時の間とする。
- (15) 事故防止のため日常点検を実施し、台風、大雨等により廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、廃棄物の搬入を停止する。
- (16) 埋め立てられた廃棄物の種類および数量ならびに、埋立地の状況を3月に1回、同一の位置からの写真撮影、その他の最終処分場の維持管理に当たって行った措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間、保存する。
- (17) 壁は日常見回り及び定期のレベル測定を実施し、設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

- (18) 遮水シートの表面を保護土で覆い、埋立開始前と埋立後は1月に1回地下水の電気伝導率、塩化物イオン濃度を測定し、遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
- (19) 地下水の水質監視用井戸を上下流に設置し、地下水の水質検査を次により行い、記録する。

水質検査項目	測定頻度
地下水等検査項目 表1-1	1年に1回以上
ダイオキシン類 表1-2	1年に1回以上
電気伝導率	1月に1回以上
塩化物イオン濃度	1月に1回以上

- (20) 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目およびダイオキシン類について測定し、かつ、記録する。
- (21) 地下水等検査項目およびダイオキシン類の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- (22) 調整池を1月に1回以上点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- (23) 導水管等、凍結による損壊のおそれがある部分については有効な防凍の措置を講ずる。
- (24) 浸出水は自社工場の排水処理施設で、放流水の排水基準等に適合するよう処理した後、旧雄物川に放流する。
- (25) 排水処理施設は定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
- (26) 放流水の水質を次により測定し、記録する。

水質検査項目	測定頻度
排水基準項目（pH、BOD、SS）	1年に1回以上

を除く。) 表 2-1	
ダイオキシン類 表 2-2	1年に1回以上
pH、BOD、SS	1月に1回(廃棄物の種類および保有水の水質に照らして汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回)以上

(27) 埋立地で発生するガス抜きは縦型集排水管が通気管を兼ね、1月に1回以上外観を目視点検する。

(28) 埋立処分が終了した後は開口部を、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いにより開口部を閉鎖する。

(29) 閉鎖した埋立地には杭等で埋立地の範囲を明確にし、植栽等により損壊を防止する。

4. 地下水等検査項目

表 1-1 地下水の水質基準および検査頻度

	項目	単位	水質基準	検査頻度
1	カドミウム (Cd)	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
2	全シアン (CN)	mg/L	検出されな いこと	1 回以上/年 定量下限 0.1
3	鉛 (Pb)	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
4	六価クロム (Cr ⁶⁺)	mg/L	0.05 以下	1 回以上/年
5	砒素 (As)	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
6	総水銀 (T-Hg)	mg/L	0.0005 以下	1 回以上/年
7	アルキル水銀 (A-Hg)	mg/L	検出されな いこと	1 回以上/年 定量下限 0.0005
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	検出されな いこと	1 回以上/年 定量下限 0.0005
9	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	1 回以上/年
10	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	1 回以上/年
11	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	1 回以上/年
12	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	1 回以上/年
13	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	1 回以上/年

14	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	1 回以上/年
15	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	1 回以上/年
16	トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	1 回以上/年
17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
18	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	1 回以上/年
19	チウラム	mg/L	0.006 以下	1 回以上/年
20	シマジン	mg/L	0.003 以下	1 回以上/年
21	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	1 回以上/年
22	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
23	セレン	mg/L	0.01 以下	1 回以上/年
24	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	1 回以上/年
25	ふっ素	mg/L	0.8 以下	1 回以上/年
26	ほう素	mg/L	1 以下	1 回以上/年
27	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	1 回以上/年
28	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	1 回以上/年
29	電気伝導率	μ S/cm	—	1 回以上/月
30	塩化物イオン濃度	mg/L	—	1 回以上/月

表 1-2 ダイオキシン類対策特別措置法の地下水質基準および検査頻度

	項目	単位	水質基準	検査頻度
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	1 回以上/年

表 1-3 地下水自主検査項目の管理値および検査頻度

	項目	単位	自主管理値	検査頻度
	亜鉛	mg/L	5 以下	1 回以上/年

表 2-1 放流水の排水基準および検査頻度①

	項目	単位	水質基準	検査頻度
1	カドミウムおよびその化合物	mg/L	0.1 以下	1 回以上/年
2	シアン化合物	mg/L	0.1 以下	1 回以上/年
3	有機燐化合物	mg/L	1 以下	1 回以上/年
4	鉛およびその化合物	mg/L	0.1 以下	1 回以上/年
5	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	1 回以上/年
6	砒素およびその化合物	mg/L	0.1 以下	1 回以上/年
7	水銀およびアルキル水銀その他の水	mg/L	0.005 以下	1 回以上/年

	銀化合物			定量下限 0.0005
8	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	1回以上/年 定量下限 0.0005
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003 以下	1回以上/年 定量下限 0.0005
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下	1回以上/年
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	1回以上/年
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	1回以上/年
13	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	1回以上/年
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	1回以上/年
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下	1回以上/年
16	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	1回以上/年
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	1回以上/年
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	1回以上/年
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	1回以上/年
20	チウラム	mg/L	0.06 以下	1回以上/年
21	シマジン	mg/L	0.03 以下	1回以上/年
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	1回以上/年
23	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	1回以上/年
24	セレンおよびその化合物	mg/L	0.1 以下	1回以上/年
25	ほう素およびその化合物	mg/L	10 以下	1回以上/年
26	ふっ素およびその化合物	mg/L	8 以下	1回以上/年
27	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸性化合物および硝酸性化合物	mg/L	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量が 100 以下	1回以上/年
28	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	1回以上/年
29	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8~8.6	1回以上/月
30	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60 以下 (日間平均 120 以下)	1回以上/月
31	浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下 (日間平均 150 以下)	1回以上/月
32	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	mg/L	5 以下	1回以上/年

	含有量)			
33	ノルマルヘキサン抽出物（動植物油類含有量）	mg/L	30 以下	1 回以上/年
34	フェノール類含有量	mg/L	2 以下	1 回以上/年
35	銅含有量	mg/L	2 以下	1 回以上/年
36	亜鉛含有量	mg/L	5 以下	1 回以上/年
37	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	1 回以上/年
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	1 回以上/年
39	クロム含有量	mg/L	2 以下	1 回以上/年
40	大腸菌群数	個/cm ³	3,000 以下	1 回以上/年

表 2-2 ダイオキシン類対策特別措置法放流水の排水基準および検査頻度

	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	1 回以上/年
--	---------	----------	-------	---------

表 2-3 放流水の水質基準および検査頻度②

	項 目	単 位	水質基準	検査頻度
1	水素イオン濃度 (pH)	—	5.8~8.6	1 回以上/月
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	[mg/L]	60 以下	1 回以上/月
3	浮遊物質 (SS)	[mg/L]	90 以下	1 回以上/月

以 上